

【3月17日付け-モンタナ州における新型コロナウイルス感染状況】

(ポイント)

- モンタナ州公共衛生局によれば、同州では13日に初の感染者が確認され、16日現在の感染者数は9名(州外滞在中の1名を含む)。
- ブロック州知事は、ウイルス感染者の発生に備え、12日に緊急事態宣言を発出するなど、州民に対して幅広く注意喚起。15日には、3月16日から27日まで、州内の幼稚園から高校までの全ての公立学校の休校措置を命令。
- 最新の状況に注意しつつ、手洗い、人混みの中でのマスク着用等、感染予防に努めてください。住所や連絡先の変更、既にモンタナ州から引っ越された方は、転出/帰国届の提出を通じた在留届の更新をお願いします(方法は下記2参照)。

【本文】

1 州政府による規制

(1) 12日、ブロック知事は、モンタナ州において新型コロナウイルスの感染は確認されていないが、非常事態宣言を発出し、州予算を感染症対策準備に当てる等の対策を表明。

(2) 15日、3月16日~27日まで、州内の幼稚園から高校までの全ての公立学校の休校措置を発表。但し、学校内で感染者が出たためではなく、感染の抑制と対応準備が目的。

(3) 15日、ブロック知事は、州民に対して、安全距離の維持(Social distancing)を強く推奨。

○全ての人の集まりについて、特に50名以上が参加する行事の開催を制限する。新たなイベントの企画を控え、予定されているもののキャンセルを求める。市民はそのような集まりへの参加を控える。

○60歳以上の者は如何なる集まりにも参加しない、特に20人以上が参加するものへの参加は控える。

○免疫疾患または持病を持つ者は、如何なる集まりにも参加しない、特に20人以上が集まるものへの参加は控える。

○保護者は可能な限り、60歳以上の家族や親戚、および免疫不全者に子供を預けない。

2 在留届のアップデート(変更届)・帰国届の提出

モンタナ州に3ヶ月以上滞在される邦人の方は、当館に在留届の提出をお願いします。在留届を提出頂いた方に対し、当館は領事メールで、今回のように新型コロナウイルスに関する州政府等の方針や注意喚起を案内しています。必要であれば在留届を参考に、皆様の安否確認も行います。提出された在留届の内容が最新でない場合(変更届)、既に他州等に引っ越された方(変更届)、帰国された方(帰国届)は、当館までご連絡ください。(領事班: 206-682-9107 内線120, Email: consul@se.mofa.go.jp)

(提出方法)

◎在留届をオンラインで提出された方は、下記リンクより「変更届」「帰国届」を提出できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

◎オンラインでの在留届提出を行わなかった方は、以下の URL から所定の用紙をダウンロードし記入後、Email(consul@se.mofa.go.jp)乃至 FAX(206)812-5972) で当館領事班までご送付ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000499579.pdf> (ダウンロード用 変更・帰国届)

■ 在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL: (206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>